

平成24年5月7日 開 会

平成24年5月7日 閉 会

平成24年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

5月7日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開　　会（午前10時00分）	6
○日程第1　仮議席の指定について	8
○日程第2　議長選挙について	8
○休　　憩（午前10時24分）	10
○再　　開（午前10時25分）	10
○日程第3　議席の指定について	10
○日程第4　会議録署名議員の指名について	10
○日程第5　会期の決定について	11
○日程第6　副議長選挙について	11
○日程第7　常任委員会委員の選任について	12
○休　　憩（午前10時40分）	13
○再　　開（午前11時04分）	13
○日程第8　議会運営委員会委員の選任について	13
○休　　憩（午前11時06分）	14
○再　　開（午前11時31分）	14
○追加日程　議会運営委員会の閉会中の継続調査について	14
○休　　憩（午前11時33分）	14
○再　　開（午前11時41分）	14
村瀬伊織議会運営委員会委員長報告	14
○日程第9　岐北衛生施設利用組合議員選挙について	15
○日程第10　諸般の報告について	16
○休　　憩（午前11時54分）	17
○再　　開（午後1時00分）	17

○日程第11 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について……………	17
林市長提案説明……………	17
神原税務課長詳細説明……………	17
○日程第12 質 疑……………	21
○日程第13 討 論……………	21
○日程第14 採 決……………	21
○日程第15 議第59号 山県市監査委員の選任同意について……………	22
林市長提案説明……………	22
○日程第16 質 疑……………	22
○日程第17 討 論……………	23
○日程第18 採 決……………	23
○日程第19 議第60号から日程第26 議第67号まで……………	23
林市長提案説明……………	24
○日程第27 質 疑（議第60号から議第67号まで）……………	25
7番 寺町知正議員質疑……………	25
笠原福祉課長答弁……………	25
7番 寺町知正議員質疑……………	26
久保田企画財政課長答弁……………	26
7番 寺町知正議員質疑……………	26
久保田企画財政課長答弁……………	26
7番 寺町知正議員質疑……………	26
久保田企画財政課長答弁……………	27
7番 寺町知正議員質疑……………	27
久保田企画財政課長答弁……………	27
5番 石神 真議員質疑……………	28
笠原福祉課長答弁……………	28
5番 石神 真議員質疑……………	28
笠原福祉課長答弁……………	28
5番 石神 真議員質疑……………	29
笠原福祉課長答弁……………	29
4番 上野欣也議員質疑……………	30
笠原福祉課長答弁……………	30

○日程第28 討 論（議第60号から議第67号まで）	30
○日程第29 採 決（議第60号から議第67号まで）	31
○休 憩（午後1時46分）	32
○再 開（午後2時30分）	32
○閉 会（午後2時31分）	32
○会議録署名者	32

平成24年5月7日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成24年第1回

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月7日(月曜日)

○議事日程 第1号 平成24年5月7日

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長の選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
- 日程第10 諸般の報告について
- 日程第11 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第12 質 疑
- 日程第13 討 論
- 日程第14 採 決
- 日程第15 議第59号 山県市監査委員の選任同意について
- 日程第16 質 疑
- 日程第17 討 論
- 日程第18 採 決
- 日程第19 議第60号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第20 議第61号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第21 議第62号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第22 議第63号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第23 議第64号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議第65号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第25 議第66号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第26 議第67号 平成24年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第27 質 疑

議第60号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第61号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第62号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第63号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第64号 山口市教育委員会委員の任命同意について
議第65号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第66号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第67号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第1号）

日程第28 討 論

議第60号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第61号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第62号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第63号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第64号 山口市教育委員会委員の任命同意について
議第65号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第66号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第67号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第1号）

日程第29 採 決

議第60号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第61号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第62号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第63号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第64号 山口市教育委員会委員の任命同意について
議第65号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第66号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
議第67号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

日程第3 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名について

- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長の選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
- 日程第10 諸般の報告について
- 日程第11 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第12 質 疑
- 日程第13 討 論
- 日程第14 採 決
- 日程第15 議第59号 山県市監査委員の選任同意について
- 日程第16 質 疑
- 日程第17 討 論
- 日程第18 採 決
- 日程第19 議第60号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第20 議第61号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第21 議第62号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第22 議第63号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第23 議第64号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議第65号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第25 議第66号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第26 議第67号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第27 質 疑
- 議第60号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第61号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第62号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第63号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第64号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第65号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第66号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第67号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 討 論

- 議第60号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第61号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第62号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第63号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第64号 山県市教育委員会委員の任命同意について
議第65号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第66号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第67号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第1号）

日程第29 採 決

- 議第60号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第61号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第62号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第63号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議第64号 山県市教育委員会委員の任命同意について
議第65号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第66号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第67号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第1号）

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 恩田佳幸君 | 2番 | 山崎通君 |
| 3番 | 吉田茂広君 | 4番 | 上野欣也君 |
| 5番 | 石神真君 | 6番 | 杉山正樹君 |
| 7番 | 寺町知正君 | 8番 | 尾関律子君 |
| 9番 | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | 14番 | 後藤利瑗君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長 林 宏 優 君 副市長 松 田 勲 君

教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	舩 戸 時 夫 君
企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君	税務課長	神 原 義 広 君
市 民 環 境 課 長	林 早 笑 君	福祉課長	笠 原 秀 美 君
健 康 介 護 課 長	田 原 修 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建 設 課 長	山 口 広 志 君	水道課長	服 部 正 己 君
国 体 推 進 課 長	谷 端 良 夫 君	会計管理者	棚 橋 和 良 君
消 防 長	渡 辺 晴 臣 君	学 校 教 育 課 長	宮 川 誠 君
生 涯 学 習 課 長	竹 村 勇 司 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	上 野 達 也	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開会

○事務局長（上野達也君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の後藤利環議員を御紹介いたします。

後藤議員、議長席に御着席願います。

○臨時議長（後藤利環君） ただいま紹介をいただきました後藤でございます。規定によって、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年山県市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

若葉も次第に色濃くなりまして、非常にすがすがしい季節の中、農繁期を迎えているこのごろでもございます。

さて、議員の皆様方には、4月22日執行の山県市議会議員選挙により、めでたく御当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びになりましたことは、まことに御同慶にたえない次第でございます。心からお喜びを申し上げます。

ここに改めて、山県市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していただけることを切にお願い申し上げますとともに、今後、ますますの御活躍を心より御祈念申し上げる次第でございます。

さて、いよいよ本年度は、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会の開催の年となりました。本市での開催に向けまして、多くの市民の皆様に関心を持っていただくとともに、この歓迎ムードを盛り上げ、準備段階から会場での選手への応援等、市民参加による大会づくりを進めてまいりたいと考えております。

まず、6月3日日曜日でございますが、ぎふ清流大会のリハーサル大会を、6月9日土曜日と10日の日曜日でございますが、馬術競技のリハーサル大会を行い、大会運営の準備に万全を期してまいります。そして、運営ボランティア、応援の旗づくり、会場を飾る花づくり、市内クリーン作戦などの活動を通じまして、市民運動を展開してまいり

たいと考えているところでもございます。

また、8月から9月にかけて、県内市町村を一筆書きでトーチをつないでいく炬火リレーが実施されますが、本市でのリレーは8月17日金曜日と決定いたしております。より多くの市民の皆様に参加していただけるよう企画を進めてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

また、一方、ハード面におきましては、本市と市外を結ぶ玄関となります東海環状自動車道の仮設道路工事に着工し、また、本体工事の橋脚工事に取りかかっていただけ運搬となりておりますが、市といたしましても、この早期完成に向けまして、積極的に協力して推進を図ってまいり所存でもございます。

そして、本市の平成24年度の主要事業につきましては、去る3月の定例会で御説明申し上げ、議決いただいているところでございますが、この機会にいま一度その大要を御紹介させていただきたいと思っております。

本市におきましては、平成22年度決算におきまして実質公債費比率が18%を超えたことなどを受け、平成24年度予算につきましては、第1次山縣市総合計画後期基本計画、公債費負担適正化計画、さらに私の示しましたまちづくりビジョン等を踏まえた予算編成、原則ゼロシーリングとした各部局への枠配分方式による予算編成、創意工夫のある予算編成の3点を基本方針として編成をいたしました。

その中で、福祉医療の充実として、本年度から新たに高校生の医療費につきましても、山縣市まちづくり振興券として助成を行うことといたしました。少子化対策の一環といたしましては、第3子以降の出産に対して10万円を祝い金として支給する出産祝い金支援事業を継続するとともに、新たに第1子からすべての出産に山縣市まちづくり振興券として10万円を支給する新生児出産祝金制度を実施してまいります。

防災対策といたしましては、高富地域を対象とした土砂災害ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の改定や災害時に避難所施設での衛星放送が受信できるようテレビ配線工事を実施するとともに、木造住宅の耐震診断、耐震補強工事に対する助成についても引き続き実施してまいります。

市道や排水路などの整備につきましても、自治会要望を踏まえつつ、例年、市単独費7,000万円から9,000万円程度の予算編成のところを、本年度は2億円程度配分いたしまして、自治会要望の土木工事に充てることとしております。

また、企業誘致と特産品開発の専門チームを庁内に設置し、この課題について積極的に推進してまいります。企業誘致につきましては、私自身、担当職員とこれまでも市内の企業各社を訪問させていただいておりますが、市内に限らず、市外へも積極的な情報

発信を行っていく決意であります。特産品開発につきましては、市内の有志の方々にもう既にさまざまな開発を行っていただいております。早矢仕ライスですとか桑の木豆、黒ニンニク美濃山県元気玉などを山県市の名物として大きく育てて売り出していく必要がありますが、これらの販路を開拓することが非常に重要であり、観光協会とタイアップしながらPRを行うとともに、山県観光ウェブを開設し、広く情報提供を行ってまいります。

いずれにいたしましても、市民の皆様の御意見を伺いながら、よりよいまちづくり、市民サービスの向上に職員ともども誠心誠意努めてまいり所存でございますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○臨時議長（後藤利瑗君） 御苦労さまでした。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（後藤利瑗君） 日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（後藤利瑗君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（後藤利瑗君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席4番 上野欣也君、仮議席5番 石神 真君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（後藤利瑗君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確 認〕

○臨時議長（後藤利瑗君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（後藤利瑗君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。仮議席1番議員から順次、投票記載台において投票願います。

〔投 票〕

○臨時議長（後藤利瑗君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後藤利瑗君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上野欣也君、石神 真君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（後藤利瑗君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、藤根圓六君14票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、藤根圓六君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（後藤利瑗君） ただいま議長に当選されました藤根圓六君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

藤根圓六君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

○議長（藤根圓六君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

数ある有能な諸先輩を差しおいて、私ごときが平成24年度の伝統ある山県市議会の議長に推挙されましたこと、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

先ほど市長のお言葉にありましたように、今年度は国体もありまして、そしてまた、財政が大変厳しい中で私ども市議会も本当に頭を使い、そして、市民に向かっての開かれた議会にもっともっとしていかなきゃならないと思っております。そのためにも、私

以外13人の皆さんのそれぞれの知恵をおかりしながら、特に今回は4人の有能な新人も当選されまして、私も非常に期待をしておりますので、どうか皆さん一丸となってこの山県市まちづくりのために邁進したいと思いますので、どうか皆様方の御協力をお願いいたしまして、当選のごあいさつにかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長（後藤利瑗君） 議長選挙が終了しましたので、臨時議長の職務を終わりました。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げ、藤根圓六議長と交代させていただきます。

藤根圓六議長、議長席にお着きください。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最初に、お断りをいたしておきます。

本席、大変ふなれでございますので、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

日程第3 議席の指定について

○議長（藤根圓六君） 日程第3、議席の指定について。

議席の指定については、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることになっておりますので、指定いたします。

1番 恩田佳幸君、2番 山崎 通君、3番 吉田茂広君、4番 上野欣也君、5番 石神 真君、6番 杉山正樹君、7番 寺町知正君、8番 尾関律子君、9番 横山 哲夫君、10番 武藤孝成君、11番 藤根圓六、12番 影山春男君、13番 村瀬伊織君、14番 後藤利瑗君、以上のとおりです。

仮議席と同様ですので、間違いがございましたら議席の移動をお願いいたします。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第4、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、1番 恩田佳幸君、13番 村瀬伊織君

を指名いたします。

日程第5 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙について

○議長（藤根圓六君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 杉山正樹君、7番 寺町知正君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤根圓六君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（藤根圓六君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（藤根圓六君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（藤根圓六君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

杉山正樹君、寺町知正君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（藤根圓六君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、横山哲夫君 9 票、武藤孝成君 5 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、横山哲夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（藤根圓六君） ただいま副議長に当選されました横山哲夫君が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

横山哲夫君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

○副議長（横山哲夫君） ただいまは、多くの議員の皆様から御推挙いただきまして、副議長という大役をいただきまして、本当にありがとうございました。

もとより浅学非才な身でありますので、皆様方の御期待に沿わないところもあると思えますけど、一生懸命努力いたしまして、議長を補佐しながら副議長の責を全うしていきたいと思えますので、議員の皆様方、また、執行者側の皆様方、御支援、御協力をお願いいたしまして、当選受託のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔拍 手〕

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第 7 常任委員会委員の選任について

○議長（藤根圓六君） 日程第 7、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において、総務産業建設委員会委員に、恩田佳幸君、上野欣也君、杉山正樹君、寺町知正君、藤根圓六、影山春男君、村瀬伊織君。

厚生文教委員会委員に、山崎 通君、吉田茂広君、石神 真君、尾関律子君、横山哲

夫君、武藤孝成君、後藤利環君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、平成25年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、平成25年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、各常任委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務産業建設委員会は第1委員会室、厚生文教委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前11時04分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長、杉山正樹君、副委員長、上野欣也君。

厚生文教委員会委員長、尾関律子君、副委員長、武藤孝成君。

以上であります。

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤根圓六君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、上野欣也君、杉山正樹君、寺町知正君、尾関律子君、村瀬伊織君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、平成25年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、平

成25年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いします。

委員会開催場所の指定をいたします。

第1委員会室で選出をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時31分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、村瀬伊織君、副委員長、上野欣也君。

以上であります。

議会運営委員会委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

本件を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「議長、どういうこと。何も配っていないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時41分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員長 村瀬伊織君。

○議会運営委員会委員長（村瀬伊織君） 委員の任期につきましては、これを訂正いたし

まして、後から配付をいたしますけれども、議員やなしに委員の任期ということで、終了までということで、訂正をしていただきたいと思います。

この紙面につきましては、後から皆さんに訂正をして配付をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

○議長（藤根圓六君） 日程第9、岐北衛生施設利用組合議員の選挙について。

これより、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 尾関律子君、9番 横山哲夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤根圓六君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（藤根圓六君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（藤根圓六君） 異状はなしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（藤根圓六君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

尾関律子君、横山哲夫君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（藤根圓六君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。

有効投票中、吉田茂広君10票、上野欣也君2票、石神真君1票、寺町知正君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、吉田茂広君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（藤根圓六君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました吉田茂広君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

吉田茂広君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

○3番（吉田茂広君） ただいまは、岐北衛生の組合議員に御推挙いただきまして、まことにありがとうございました。大変力不足ではございますけれども、精いっぱい努力して職務に邁進していく所存でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

〔拍手〕

日程第10 諸般の報告について

○議長（藤根圓六君） 日程第10、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年2月分及び3月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で13時まで休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（藤根圓六君） 日程第11、承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 本日提案いたしております議案は、専決処分案件1件、人事案件8件、予算案件1件の計10案件でございます。ただいま上程されました専決処分案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、山県市税条例に一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件の改正内容につきましては、この後、税務課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤根圓六君） 神原税務課長。

○税務課長（神原義広君） 改めまして、この4月より税務課長を拝命いたしました神原でございます。議員の皆様方の御指導、御支援、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、資料ナンバー2の改正条例新旧対照表によりまして御説明をさせていただきます。

それでは、1ページをごらん願います。

初めに、第28条の2、市民税の申告についてでございますが、従来、公的年金所得者が寡婦（寡夫）の控除を受ける場合、市への申告を必要としておりましたが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、社会保険庁等からの支払い報告書により事前にその情報が把握できるようになるため、「寡夫（寡夫）控除額」を削除し、申告が不要となります。

続きまして、1 ページ下段から 2 ページにかけての第36条固定資産税の納税義務者等につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い条文を整備するものであります。

次に、附則の改正につきまして御説明をさせていただきます。

附則の第10条の 2、地方税法附則第15条第 2 項第 6 号の条例で定める割合についてでございますが、平成24年度の税制改正では、地域主権改革を大きな柱とし、地方税制度においてもその趣旨を推進する観点から、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入され、具体的には、今回下水道の除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を引き続き 4 分の 3 と定め、所要の措置を講じたところであります。

2 ページ中段をごらんください。

附則第10条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、今、御説明いたしました附則第10条の 2 の条文が追加されたことにより条文の繰り下げを行い、その他地方税法施行規則の改正により、条項等を整備するものであります。

続きまして、2 ページ下段から 3 ページにかけての第11条、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義につきましては、本年が 3 年に 1 度の評価替えの年となるため、見出し中の字句を「平成24年度から平成26年度まで」に改めるとともに、その他地方税法の改正により、条項等の整備を行いました。

3 ページ中段の第11条の 2、平成22年度または平成23年度における土地の価格の特例につきましてですが、固定資産税の評価の見直しにつきましては原則 3 年に 1 度でございますが、現在、地価が下落状況にありますので、引き続き、据置期間である平成25年度または26年度においても価格を下落修正できる仕組みを継続するものであります。

3 ページ下段の第12条、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましてですが、1 項及び 4 ページの 3 項の改正につきましては、平成24年度が 3 年に 1 度の評価替えとなりますので、現行の土地の負担調整措置を引き続き 3 年間延長し、平成21年度から23年度を平成24年度から26年度へ改正するものであります。

また、2 項及び 4 項につきましては、住宅用地の据置特例に関する改正でございますが、今回の改正では、住宅用地の据置特例、80%から100%の間の課税標準の据置措置が原則廃止となりますので、2 項の条文において「住宅用地」の字句を削除し、また、4 ページから 5 ページの 4 項につきましては、住宅用地の据置特例措置が廃止となります

ので、条文の全部を削除するものであります。

ただし、後ほど御説明申し上げますが、読みかえ規定によりまして、24年度及び25年度につきましては、現行の負担水準80%を90%に置きかえて、据置特例が存続する形になります。

5ページの5項及び6項につきましては、商業地等に対する負担調整措置に関する条文になりますが、前項の住宅用地据置特例の条文の削除に伴い、5項を4項とし、6項を5項とし、それぞれ条文の繰り上げを行うとともに、その他の改正としまして、商業地等の負担調整措置につきましては、今回3年間延長となりますので、条文をそれぞれ24年度から26年度に改めるものであります。

続きまして、6ページをごらんください。

第13条、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、平成24年度の評価替えに伴い、農地等に係る固定資産税の負担調整措置を平成24年度から平成26年度へ改め、現行制度を継続するものであります。

続きまして、6ページ中段から7ページにかけては、この条文につきましては、平成24年度の評価替えに伴い、適用年度と適用期間を延長するとともに、条項等の整備をするものでございます。

続きまして、その他改正事項としまして、7ページから8ページになりますが、第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、一般社団法人、一般財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税についての非課税措置の創設でございます。本来公益性のない法人に対しては非課税措置が認められておりませんが、今回の改正におきましては、財政基盤が脆弱である一定の要件を満たす一般社団法人、財団法人に対しても非課税措置の対象となるものであります。

次に、8ページから9ページにかけての第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきましては、居住用財産を譲渡した場合、居住に供しなくなった日から3年が経過するまでに譲渡を行いますと、居住用財産の買換え特例が受けられることになっておりますが、今回の東日本大震災により、居住用財産を譲渡した場合については、居住に供しなくなった日から大震災があった日からの読みかえ、現行3年を7年に延長し、特例措置を設けるものであります。

9ページ中段から10ページにかけての第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、見出しの「適用期限」を「適用期間等」に改め、その他条文及び条項を整備するものでございますが、今回の東日本大震災により、住宅ロー

ン控除を受けていた住宅が大震災により滅失等し、平成25年12月31日までに新たに住宅等を再取得された場合につきましては、被災した家屋の住宅ローンと新たに取得した家屋の住宅ローンを重複して住宅借入金等特別税額控除の対象とするものであります。

東日本大震災による被害の影響は、本市では現在のところ報告を受けておりませんが、当時の災害の規模、被害状況から、広範囲にその影響が及んでいる可能性があり、管内被災者及び当市へ転入してみえた被災者等の居住用の財産について課税の特例を設け、救済するものであります。

以上が条例改正の新旧対照表による説明でございます。

最後に、資料ナンバー1の提出議案5ページをごらんいただきたいと思っております。

改正文の附則について御説明いたします。

第1条、施行期日につきましてですが、本条例につきましては、平成24年4月1日からの施行となります。ただし、28条の2の市民税の申告に関する改正につきましては、平成26年1月1日からの施行となります。

続きまして、第2条、市民税に関する経過措置についてですが、第28条の2の規定に係る寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告不要制度の規定につきましては、平成26年度以後の市民税から適用することになります。

また、23条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の規定につきましては、平成24年度以後の個人市民税について適用を行います。

第3条の固定資産税に関する経過措置についてですが、固定資産税に関する条例改正につきましては、平成24年度以降の固定資産税について適用します。ただし、2項における附則第10条の2の除害施設に対して課する固定資産税につきましては、平成25年度以後の課税分について適用を行います。

続きまして、5ページから6ページの3項に関する先ほどの読みかえ規定の附則でございますが、6ページ、表の左側の旧条例附則第12条第2項及び旧条例附則第12条第4項の規定につきましては、本条文において住宅用地の据置特例が原則廃止となりますが、経過措置として、平成24年度及び25年度分については負担水準90%以上100%として存続させるため、中央の欄の旧条文の字句を右側の字句にそれぞれ読みかえて規定するものであります。

最後に、4項の表の左側、附則第14条及び7ページの附則第15条第1項の規定につきましても、住宅用地の据置特例の改正の影響により、中央の欄の字句につきましては、右側の新条例の規定に読みかえ、適用を行うものであります。

以上をもちまして、改正文の内容についての補足説明とさせていただきます。

日程第12 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第12、質疑。

ただいまから、承第2号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第13 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第13、討論。

ただいまから、承第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。

日程第14 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第14、採決。

ただいまから、採決を行います。

承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

日程第15 議第59号 山口市監査委員の選任同意について

○議長（藤根圓六君） 日程第15、議第59号 山口市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君の除斥を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

○議長（藤根圓六君） 林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議案につきまして、提案説明を申し上げます。

資料ナンバー1、議第59号 山口市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することになっておりますので、石神 真議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

石神議員は、山口市佐野65番地2にお住まいで、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして、知識、経験も豊富で適任者であります。

十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第16 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第16、質疑。

ただいまから、議第59号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決

定しました。

日程第17 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第17、討論。

ただいまから、議第59号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第18 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第18、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第59号 山口市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

石神 真君の入場を許可します。

〔石神 真議員 入場〕

日程第19 議第60号から日程第26 議第67号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第19、議第60号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第20、議第61号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第21、議第62号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第22、議第63号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第23、議第64号 山口市教育委員会委員の任命同意について、日程第24、議第65号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第25、議第66号 山口市高富財産区管

理委員の選任同意について、日程第26、議第67号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第1号）、以上の8議案を一括議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました8件の議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

議第60号から議第63号までの山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、山口市高富1650番地にお住まいの中村孝太郎氏、山口市松尾279番地1にお住まいの棚橋義孝氏、山口市佐賀685番地5にお住まいの松藤顯光氏、山口市船越88番地にお住まいの山口和秋氏の4氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。任期は3年でございます。

以上4名の方々は、固定資産評価の公平かつ重要性を十分認識され、適任と思われるので、選任しようとするものでございます。

次に、議第64号 山口市教育委員会委員の任命同意につきましては、委員の藤根美登里氏が平成24年5月14日で任期満了となりますので、再任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。任期は4年でございます。

藤根美登里氏は、山口市出戸192番地1にお住まいで、山口市教育委員会委員として2期務められ、平成23年5月15日から委員長として御活躍いただいております。女性らしい優しさを持ち味とし、公平で誠実な人柄であり、適任者であります。

次に、議第65号から議第66号までの山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山口市高富財産区管理会は委員7名で組織されておりますが、今回、2名の辞任に伴い、新たに今瀬文博氏と西村敏弘氏を選任することについて、山口市財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山口市議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっており、任期は前任者の残任期間である平成27年6月5日まででございます。2名の方は、いずれも委員の資格を有し、今瀬文博氏は南屋敷自治会長として、西村敏弘氏は本町1丁目自治会長として、それぞれ御活躍いただいております。

続きまして、資料ナンバー3、議第67号 平成24年度山口市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に365万9,000円を追加し、その総額を128億365万9,000円とするものでございます。

その内容は、まず、本年2月1日現在で実施された経済センサスの事務委託金が、当

初予算よりも30万1,000円多く交付されることとなりました。そのため、歳出においては、一般管理費の時間外勤務手当を指定統計調査費に組み替えるとともに、歳入においては、同額分を県委託金に増額し、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、平成25年度を計画期間の初年度とする第2次地域福祉推進計画を策定することといたしておりますが、より客観的な市民ニーズを把握するための市民アンケートの実施について、県地域支え合い体制づくり事業補助金の交付を申請してありましたところ、このたび県補助金365万9,000円の内示決定を受けましたので、社会福祉総務費へ計上させていただきます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案について、十分御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

日程第27 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第27、質疑。

ただいまから、議第60号から議第67号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 資料の3ですけれども、5ページですね。

一番下の民生費のところですけど、今、説明を受けた限りで、ちょっとわからないので確認をしたいんですが、節の区分では役務費102万円、委託料263万9,000円ということと、財源は国、県からということですけども、どういったことに役務費が要り、どういった内容の委託料があるのかというところを説明してください。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 主な内容につきましては、平成24年2月に県よりこうした地域支え合いに関する事業の紹介を受けました。3月に書類申請、ヒアリングを受け、4月9日、内示の決定を受けました。そのため、今回の5月の補正予算に上げさせていただいた状況です。

主な内容といたしまして、地域福祉計画をつくるに当たって、地域の中のニーズをより詳しく調査したいということで、アンケート調査を実施することにいたしました。アンケートに関しましては、約8,000人を対象として、回収率を50%の回収率で計算しております。

その中で、主な内容といたしましては、その計画の中でアンケートの、安心・安全、

快適に暮らせるまちづくりを目指すための、地域の中での自治会共通の共通課題に取り組んだ経験とか、町内への関係団体での参加状況とか防災対策、町内会での信頼度といったようなものを調査してまいりたいというふうに思っています。その調査のアンケートの委託内容が263万9,000円で、その後の役務費に関しましては、各8,000通の通信費として計上させていただいております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） おおむねわかりましたので、次に行きますけれども、同じページの上のほうで、先ほどの説明では、国のほうが2月の調査に関して、いわば余分に追加してくれるという趣旨と受けとめましたけれども、説明では、その時間外勤務手当のところで振りかえなどをしてという趣旨に受けとめました。そのときに、じゃ、国は時間外勤務手当に充てていいですよ、はい、30万1,000円として指定したからなのか、山口市が30万1,000円という枠をつくり出すのに時間外勤務手当にしようとして、そこで振りかえをするのか、そのあたりの経過はいかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 今現在、5月の末に県へ提出することになっておりまして、4月の時間外勤務等により対応してきましたので、本来であれば国、県のほうからお金をいただけるものでありますが、提出しなければならないということで、場合によっては職員が一般管理費の中で時間外勤務をして提出するよというふうには思っておりましたが、幸いなことに30万円ほどいただけることになりましたので、国のほうからいただく財源をもって時間外勤務手当を支払おうという意図でございます。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の説明でちょっとまだわからないから確認したいんですけど、もともと経済センサスという国の委託事業という枠があるわけですよ。そのための時間外勤務手当であれば、その国からのお金を充ててもいいというのは当然のことで、そのあたりはきちっとこのセンサスの調査に当たるという時間外勤務手当の分なんでしょうか、それとも他の山口市のもろもろの職務の中の分も含めて30万1,000円という部分を捻出したのか、その懸念を持つんですが、どうでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 基本的には、当然、指定統計調査、経済センサスに当たった事務に係る時間外勤務手当の支給を予定しております。

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） そうすると、じゃ、時間外勤務手当だけでその分を賄ったと。じ

や、他の時間内とか、いろんな勤務があると思うので、職員の。その部分はどうなんですか。ちょうどぴったりなの、それとも足りていないの、足りているのというところはなんですか。時間外勤務手当だけに充てたということは、他の部分はどうだったんでしょう。日常勤務とか通常の間帯のところ。そこがそういう補いをしなくてもいいのか、過剰がないのかというところはなんですか。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 時間内にも当然勤務いたしておりますが、時間内につきましては、通常の給料を指定統計調査費として委託金では来ませんので、時間内にも当然勤務いたしておりますが、そこらは多分国の考え方によれば、地方交付税等、普通交付税等で算入されておることから充てられないことで、基本的には、職員の時間外勤務手当に充当するという予定であります。

○議長（藤根圓六君） 寺町君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第56条ただし書きの規定によって、もし発言があれば許可します。

よろしいですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 議長、ありがとうございます。

今の説明を3回聞いて、どうしても一般の昼の勤務時間は当然もろもろいろんな仕事がある。それは地方交付税で全体で見えていますからというのは何となくわかるんですが、じゃ、時間外勤務手当は交付税って全く想定されていないのかというときに、なぜ時間外勤務手当だけに、2月の調査の追加でこれだけお支払いしましょうと国が言った分が、ぱっと時間外勤務だけに行くのかがどうしても理解できないからお聞きしているわけ。

昼の分は交付税です。夜は交付税が全くないから、山口市の一般会計から補てんされていましてのでありがたいなというならともかく、そうじゃないでしょう。交付税では全体に出ているでしょう、時間外も。そうすると、勘違いだったらごめんなさいね。いや、出ていませんと。交付税では時間外は出ないから、山口市が持ち出していましたということであればわかるんですが、そのあたりがすっきりと、交付税で見てもらえなかったのを充当しましたというのか、どちらでもいいけど適当に割り振ったではいけないと思うので、きちっと財源的、あるいは時間配分的に確認をしたかったということなんです。

○議長（藤根圓六君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 済みません。私のお答えがちょっと明確でないようで

恐縮ですが、時間外の分が交付税ということはありませんので、たまたまこの30万1,000円が時間外だけできっかりしているの、何か気味が悪いというような御趣旨かなと思いますが、ほかにも、これは追加分だけですので、当初で電話代ですとか郵送代はもちろん別途予算で計上してありまして、それは当初から大体想定できる分です、当初の分が時間外が5万円しか来ないであろうという読みから、その時間外職員が時間外でやる分については、指定統計調査で単費で組むよりは一般管理費の中で包括的にということを考えておったんですが、30万円ほどいただけるということになりましたので、30万円の中で時間外勤務を命じて、支出するように考えております。

じゃ、きっかり30万円で済むかといいますと、正直なところ、もう少し超えるかもしれません。ただ、そこは、時間外で職員が経済センサスだけをやっているわけじゃなくて、若干ほかのこともしたりしておりますので、30万1,000円の時間外勤務の中におさめようという努力をしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤根圓六君） 寺町君、質問を変えてください。

〔「これで結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 他に質疑はございませんか。

石神 真君。

○5番（石神 真君） 寺町議員も先ほど福祉課長のほうに中身を聞きましたが、これは今まででもアンケート調査などいろいろやっておりますが、それと全く別なものにこれを使っていくのか、それともまた前と同じようなことのアンケート調査を行うための経費なのかお聞きします。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） このアンケート調査につきましては、新たな内容で検討していくつもりでおります。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） その新たな内容というのは、まだ具体的なことは出ていないということなんでしょうか。それともある程度、前のものとは変わったものとして作成していくのか。先ほども自治会といろんな話をしながらという話がありましたけれども、全く別なものをつくり上げようとしておるのか、今までいろんなアンケート調査をやったところに合わせたようなアンケートに持っていくのか、そここのところをお話してください。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 全体的な考え方といたしましては、昨年3月11日に起こりま

した東日本大震災の中で検証されました、地域の中での地域力とか福祉力とかいった地域の中での助け合いというのが非常に大切だということを再度見直したところだというふうに思っております。その中で、そういった地域の中での福祉力とか地域力をいかに高めていくかということがこれからの福祉を支えていく重要な課題だというふうに考えております。そのために、先ほど申しましたように、地域の中での支え合いがどんな形でできてきているのかとか、実際あるのかといったような内容、もしくはそういったのがどういった形でつくられていくのだろうかとか、市、町内会での信頼関係といったようなものとか、暮らしの中での困ったときの頼り人といったようなことの近隣での人間関係等を主に調査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） 石神 真君。

○5番（石神 真君） 3回目になりますので、端的に答えていただければ結構でございますが、前、たしか自治会長が福祉の一部の名簿を持っているというようなやつがあって、3月でしたか、その前でしたか知らんけれども、それを社会福祉のほうに依頼したというような話がありました。今回そういうものも皆さんに公表してやるのか、地域で助け合うためにはある程度自治会の会長さん以外にも、いろんな福祉に携わって、助けにいかなくてはならない人の名義があったと思うんですが、そういうやつも全部公開するというための地域力のアップのためのアンケートなのか、そういうものは特別にまた置いておいて、違うためのアンケートなどをつくっていくのか、最終的に福祉から向こうに、福祉課のというか、協議会のほうに渡したものもある、そういうやつも全部入れて、福祉課としてはまとめ上げて皆さんに提示するのか。最後、それだけ。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 御質問の内容にちょっと外れるかもわかりませんので、お許しいただきたいと思います。

先ほど前半でお話があった件に関しましては、災害時に起こる情報の公開は、災害が起こったときは、同意を得ていらっしゃる方、得ていらっしゃらない方、要援護者となる方に関しましては、行政はすべて公開いたします。

それと、また、今、もう一つ別の動きをしているのは、災害時じゃないとき、災害が起こったときに備えてというか、日常の見守りに関しましては、常時各自治会等で見守り状況ができるように、そういった協議会を社会福祉協議会のほうで立ち上げて、お互いに近所の助け合いができるような体制を一方でつくってきております。

それらをまとめて、今回のアンケートの中で新たな形でそういう仕組みづくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はございませんか。

上野欣也君。

○4番（上野欣也君） 今の67号の補正の民生費の関係で少しお尋ねをいたします。

2点ですが、当初予算の中でも、この地域福祉活動事業助成金というもの、名目で上がっておりますけれども、今お聞きしますと、これはアンケートということを中心にした交付ということでございますけれども、総額でいいますと、この地域福祉推進事業に対する補助金額というのは幾らになるわけでしょうかということと、あわせて、この補正が議決された場合に、当初の初年度の市民アンケート調査ということで、どういうふうに迅速にされるのか、その計画についてちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 笠原福祉課長。

○福祉課長（笠原秀美君） 当初予算の中で組み込んでおりましたのは、地域福祉活動計画ということで18万円くらいで、1地域5万円、2年以降に関しましては3万円の助成を充てております。予算額としては18万くらい当初予算で上げておりました。今回の調査に関しましては、議決後、即、業者選定をしていきながら、アンケートのほうの内容について再度詳細なところを検討いたしまして、できれば7月、8月ぐらいにアンケートを実施し、10月までにはきちっとした中間報告をまとめてまいりたいと思います。10月以降、そのアンケートの結果を用いて、地域福祉計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第60号から議第67号までは、会議規則37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第28 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第28、討論。

ただいまから、議第60号から議第67号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第29 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第29、採決。

ただいまから、議第60号から議第67号までの採決を行います。

議第60号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第61号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第62号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第63号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第64号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第65号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第66号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第67号 平成24年度山県市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後2時30分まで休憩といたします。

午後1時46分休憩

午後2時30分再開

○議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（藤根圓六君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成24年第1回山県市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後2時31分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会臨時議長 後 藤 利 瑗

山県市議会議長 藤 根 圓 六

1 番 議 員 恩 田 佳 幸

13 番 議 員 村 瀬 伊 織